

企業からの推薦に係るFAQ

Q1 外国人キーパーソン（以下「キーパーソン」といいます。）が情報を発信する対象人数（下限）は決まっていますか。

また、キーパーソンが情報を発信する相手は、キーパーソン自身が決めてよいですか。

A1 対象人数は決まっていません。キーパーソン自身が決めて結構です。

Q2 キーパーソンは、情報を発信する相手を（公財）栃木県国際交流協会（以下「TIA」といいます。）に報告する必要がありますか。

A2 必要ありません。

Q3 キーパーソンの登録要件に「外国人住民」とありますが、居住地に条件はありますか。

A3 居住地に条件は設けていません。栃木県内の外国人住民に情報発信していただける方に登録を呼びかけています。

Q4 キーパーソンの任期はありますか。

A4 任期はありません。

Q5 キーパーソンとして活動した場合の報酬はありますか。

A5 報酬はありません。外国人住民への情報提供支援という主旨を理解していただけた方によるボランティア活動（無償）となります。

Q6 外国人キーパーソンに登録する場合には、必ず推薦書が必要ですか。

A6 基本的には推薦書の提出をお願いしますが、自ら登録したい方がいる場合については個別に対応しますので、TIAに電話等でお問い合わせください。

Q7 キーパーソンの推薦書を提出した後の手続はどのようになりますか。

A7 TIAにて推薦書の内容が登録要件に合致することを確認次第、推薦企業担当者宛てに連絡します。なお、登録となった場合には、TIAから本人宛てに登録証を郵送します。

Q8 キーパーソンに登録となった場合、今後の活動等についての説明会などはありますか。

A8 説明会は実施していませんが、キーパーソンを対象とした研修会を定期的に行っています。開催は事前メールでお知らせします。なお、活動内容等について不明な点や疑問な点がありましたら、TIAに電話等でお問い合わせください。

Q9 キーパーソンに登録された後、住所やメールアドレス、連絡先などの登録情報に変更が生じた場合の手続は、どうしたらよいですか。また、キーパーソンとして活動が困難となった場合は、どうしたらよいですか。

A9 登録情報の変更や削除を行いますので、TIAに電話等で連絡してください。

Q10 市町でも同様の制度がある場合、それぞれに登録をする必要がありますか。

A10 それぞれ別個の制度ですので、市町の制度へも是非御登録ください。市町制度の詳細は、市町の多文化共生担当課（又は市町国際交流協会）にお問い合わせください。